

# 嘉禾吏民田家煎「丘」再攷

阿 部 幸 信

第一節 問題の所在

第二節 「町」について

第三節 一町あたり畝数の検討

第四節 丘ごとの開發狀況からみた丘の性格

結 言

## 第一節 問題の所在

一九九六年に湖南省長沙市走馬樓より出土した、總數一〇萬點にもおよぶ大量の三國吳の簡牘（以下「走馬樓吳簡」<sup>(1)</sup>）は、これまでほとんど明らかでなかった孫吳時代の制度・社會を探索するための重要な鍵として注目されている。田餘慶を組長とする長沙走馬樓三國吳簡整理組の手によってその整理が着々と進められ、目下（二〇〇三年一月現在）小型竹簡を主たる内容とした圖錄本第二集の刊行がようやく傳えられたところであるが、今のところわれわれにその内容を吟味する時間が充分與えられてきたのは、「吏民田家煎」（以下「田家煎」）と呼ばれる一群の大型木簡に限られている。

田家煎はいずれも長さ五〇センチ前後の木簡で、田土額に基づき租稅額を計算し、それが正しく納稅されたことを確認するというのが主たる記載内容である。一例を挙げれば、

三〔1〕俣丘〔2〕縣吏〔3〕張喬〔4〕田卅町〔5〕凡一頃卅畝〔6〕其一頃九畝皆二年常限〔7〕其一頃七畝旱敗不收〔8〕畝收布六寸六分〔9〕定收二畝〔10〕畝收稅米一斛二斗〔11〕爲米二斛四斗〔12〕畝收布二尺〔13〕其廿一畝餘力田〔14〕其十六畝旱敗不收〔15〕畝收布六寸六分〔16〕定收五畝〔17〕收米四斗五升六合〔18〕爲米二斛二斗五升〔19〕畝收布二尺〔20〕其米四斛六斗五斗〔21〕四年十一月十七日〔22〕付倉吏鄭黑〔23〕凡爲布一匹三丈九尺一寸准入米三斛九斗六升〔24〕四年十一月十一日〔25〕付倉吏鄭黑〔26〕其旱畝收錢卅七〔27〕其熟田畝收錢七十〔28〕凡爲錢三千九百六十六錢入米二斛四斗八升五合〔29〕四年十二月廿日〔30〕付倉吏鄭黑〔31〕嘉禾五年三月十日〔32〕田戶經曹史趙野張揚陳通校

四・二六二

俣丘の縣吏張喬の田は三〇町で、合計で一頃三〇畝ある。その一頃九畝は、皆二年常限である。その（常限田の）一頃七畝は旱敗（乾いてだめになる）であるので、（米を）收めず、畝ごとに布六寸六分を收める。定收は二畝あり、畝ごとに稅米一斛二斗を收めると、米二斛四斗になる。畝ごとに布二尺を收める。その（全體の）二一畝は餘力田で、その一六畝は旱敗であるので、（米を）收めず、畝ごとに布六寸六分を收める。定收は五畝あり、（畝ごとに）米四斗五升六合を收めると、米二斛二斗五升になる。畝ごとに布二尺を收める。その（常限田・餘力田から收めた米の合計である）米四斛六斗五斗（「升」の誤りか）は、（嘉禾）四「三三」五年一月一七日に倉吏の鄭黑に手渡した。合計で布一匹三丈九尺一寸になり、准じて米三斛九斗六升を入れ、四年一月一日に倉吏の鄭黑に手渡した。その早（田）は畝ごとに錢三七を收め、その熟田は畝ごとに錢七〇を收めると、合計で錢三九六錢になり、准じて米二斛四斗八升五合を入れ、四年二月二〇日の倉吏の鄭黑に手渡した。嘉禾五「三三」六年三月一〇日、田戶經（用）曹史の趙野・張揚・陳通がひきくらべて確認した。

といった具合である（釋文・簡番號は『嘉禾吏民田家煎』圖錄本による<sup>(2)</sup>）。これを整理すると、田家煎の書式は、およそ次のように示しうる。

〔1〕丘名〔2〕身分〔3〕姓名〔4〕總町數〔5〕總田土額〔6〕常限田總額〔7〕常限旱田額（および米稅率Ⅱ實質ゼロ）〔8〕常限旱田布稅率〔9〕常

限熟田額<sup>[10]</sup>常限熟田米稅率<sup>[11]</sup>常限熟田米稅額<sup>[12]</sup>常限熟田布稅率<sup>[13]</sup>餘力田總額<sup>[14]</sup>餘力旱田額（および米稅率<sup>[15]</sup>實質ゼロ）

[15] 餘力旱田布稅率 [16] 餘力熟田額 [17] 餘力熟田米稅率 [18] 餘力熟田米稅額 [19] 餘力熟田布稅率 [20] 米總額 [21] 米納入日 [22] 米納入先（官職・吏の姓名）<sup>[23]</sup>布總額<sup>[24]</sup>布納入日<sup>[25]</sup>布納入先<sup>[26]</sup>旱田錢稅率<sup>[27]</sup>熟田錢稅率<sup>[28]</sup>錢總額<sup>[29]</sup>錢納入日<sup>[30]</sup>錢納入先<sup>[31]</sup>校閱日<sup>[32]</sup>校閱者（官職・姓名）<sup>[6]</sup>

[31]より判明する徵稅年度に應じて、『嘉禾吏民田家煎』は田家煎を分類している。それに従えば、嘉禾四年煎が七八二、五年煎が一二六九、斷簡や判讀不能のため年度不明のものが九〇あり、總數は二一四一にのぼっている。<sup>(7)</sup>

從來、田家煎は納稅する民戸と徵稅する官府とに分有される納稅證明書のごときものとして説明されてきている。<sup>(8)</sup>しかし、その記載の細部については、田家煎に特有の文言が少なくないことからさまざまな未解決の問題が山積しており、とりわけ納稅者の所屬を示す「丘」については、それが郷より下位に位置する何らかの存在であると考えられ、地方行政制度や在地社會について論じる上での手がかりとなると目されるがゆえに、すでに多くの論者のとりあげるところとなっている。

論争の口火を切ったのは邱東聯で、邱によれば、後漢末の社會的混亂に對處するために孫吳政權が基層の社會組織を利用して設置した行政單位が丘であるという。<sup>(10)</sup>その呼稱の由來としては、「小土丘」の意である「丘」が土地の區畫に轉化されたものとする。田家煎にみえる丘を文字通りの「おか」として解する立場をより明確に示すのは王素・宋少華・羅新で、丘は一般に高地を指すのだと述べている。<sup>(11)</sup>

これに對し、丘は本質的に里と同じであると主張するのが高敏である。<sup>(12)</sup>高は、田家煎に行政單位として里がみえず丘だけがみえること、五・三八において「上利丘」が「上利里」と誤記されていることに據りつつ、孫吳政權下の長沙郡一帯では郷里制が郷丘制に改められたのだと考える。しかしこれに對しては、「發掘簡報」で紹介されている名籍・戶籍類竹簡に里名が記されているところから、里と丘を同一視すべきでないとの反論がある。<sup>(15)</sup>名籍・戶籍類竹簡と田家煎とが同時

並行的に存在したという確證は今のところなく、假に名籍・戸籍類竹簡のほうが田家煎よりも時間的に早いものであれば、むしろ高説は「丘」が「里」と誤記された理由を合理的に説明するものとして注目を浴びることになるかもしれないが、現在のところは高説を積極的に支持するに足るだけの根拠は見あたらないようである。

高とは逆に、長沙吳簡のうちにみえる丘と里とを同時期に併存した別個の區畫とみるのが、關尾史郎である。<sup>(16)</sup> 關尾は、名籍・戸籍上では里に附籍され、諸負擔の納入に關しては現住の居住空間をもとに編成された丘によつて管理される、という二通りの民衆把握の方法があつたものとみているが、その最大の理由は、王素・宋少華・羅新が紹介している小型竹簡中の里名一覽と田家煎にあらわれる丘名とがほとんど一致しない點である。同様に丘の名稱から丘の性格を論じた小嶋茂稔は、「桐山丘」「桐下丘」「桐田丘」「桐唐丘」「桐丘」というように共通した文字を含む丘名のグループがいくつか認められ、かつその場合に共通の文字に附加される表現には「下」「上」「東」「南」など方向・方角による人爲的な區畫操作の痕跡を窺わせるものが少なくないとして、丘とは租稅徵收のため郷主導のもと民衆を人爲的に組織化したものであると結論する。<sup>(18)</sup>

以上、丘に關する代表的な諸説をみてきた。單に「丘＝高地」との解釋を示すにとどまる王素らの説はとりあえず措くとして、あとの四者は丘の性格の捉えかたをそれぞれ異にするが、丘というものに對する基本的認識は、實はほとんど同じである。それは、丘とは公的な文書に記されうような何らかの行政單位であり、それがときに徵稅にかかわる場合もあつたらしいという、田家煎の記述から導かれる暗黙の前提である。こうした基本認識が同じであるのに、結論が大きく異なっている根本的な原因は、丘そのものの理解のしかたの違いではなく、後漢末から孫吳期という時代の捉えかたの相違にある。漢代の里がそのまま丘になったとする高説に従えば、後漢の滅亡と孫吳政權の成立という統治者の交替は、國家の在地社會との向き合いかたには何ら本質的な變化を引き起こさず、ただ變つたのは行政單位の呼稱だけであつたということになる。一方、邱・關尾・小嶋は、當時の時代狀況を考慮しつつ、それまでの里をととした民衆把握の方法を

超えた新しい存在として、丘を積極的に位置づけ直そうとする。ただその場合にも、邱は後漢末の社會の混亂を前提としながら在地社會の國家支配からの自立を想定し、そうした中で社會組織を利用した民衆把握のしかたとして生まれてきたものが丘だと考えるが、關尾・小嶋は漢代以來の里制が依然として維持されながらも、徴税にあたつては實際の居住空間が考慮されるようになったために丘がおかれたと考え、その背景としては後漢の衰退による混亂狀況という政治的要因よりも、村の發生・蠻地の特殊性といった社會經濟上の變化や地域性の問題を、相對的に強く意識している。うち後者に屬する二説を分かっているのは、國家が在地社會に對してもつ規制力の強弱をどうみるかの違いで、關尾が里と丘との併存を社會の變化や地域性という現實面からの要請に應じたいわば受動的な行政機構の改變とみるのに對し、小嶋は國家の能动性をいっそう重視して、國家主導の民衆の組織化をいうのである。

いまみたところからも明らかなように、結局のところこれまでの丘をめぐる論争というのは、丘というものの實像やそこからみえてくる社會狀況に即したのではなく、あらかじめ用意された當時の時代背景に對する認識の違いを互いにつけ合うだけに終わっていた。つまり、從來の諸説には「丘について論じながら、丘の實態が根據とされていない」こと、すなわち丘というものの内在的理解の缺如という限界がつきまとっているのだと言わねばならない。ために、どの説に従うにしても、若干の躊躇を覚えざるを得ないのである。もちろん、材料が少ない場合はこうした議論の進めかたも問題解決のためのひとつの手段ではあるし、田家荊の記載内容を單なる税額計算と納税確認の羅列とみる限りにおいては、丘を内在的に理解するための方法が見いだせなかったことも事實ではあるのだが、丘の實像を窺い知るための手段は田家荊のうちにまったく残されていないと、はたして言い切れるのだろうか。

そこで注目したいのが、田家荊の主内容である税額計算と納税確認以外の記述、より限定的に言えば、[4]の「總町數」と[5]の「總田土額」である。これらは具體的な田畑の存在形態にかかわる情報であり、そもそも田土についてこうした二様の表記がなされること自體が田家荊の一特徴でもあるのだが、このことは管見の限り未だ考察の対象とはされていない。

田家前における田土の表記方法についての整理もなく、どんな田土について書かれているのかを把握もせず、丘とは何かを外在的に追い求めようとするのは、本来ならば順序が逆である。「町數」と「畝數」の關係から出發して、丘という場における田畑の存在形態について追究することで、丘の性格の一端に觸れることはできないものだろうか。そのための試みが本稿である。

## 第二節 「町」について

まずは、前節で引いた田家前の記載をいま一度ご覧いただきたい。

三俣丘縣吏張喬田卅町。凡一頃卅畝……（後略）

四・二六二

坪丘の縣吏張喬の田は三〇町で、合計で一頃三〇畝ある。…

ここからわかるように、一般に田家前では、單位「町」の總量を述べたのち「凡…畝」として田土の總面積が記される。もちろん必要に応じて面積の單位には「頃」「歩」も用いられるが、嘉禾四年前で歩數が明示されるのは、實のところ四・二二一と四・三二六の二枚だけである。五年前では歩單位の記載が普通にみられるから、兩年の間に何らかの變化が起きたらしいことを窺わせるが、その「變化」の内容はいまのところ明らかでない。

その一方で、

三俣丘郡吏廖顯佃田二處合十畝……（後略）

四・四二四

僕丘の郡吏廖顯の佃田は二處で、合わせて一〇畝ある。…

というように「町」ではなく「處」の數が示されるケースも散見される。この問題については關尾史郎が検討を加えており、<sup>(20)</sup>それによれば、「處」表記をもつ前の特徴として次の三點が挙げられる。

①「町」表記のとき田土額は「凡」で導かれるが、「處」表記のときは「合」で導かれる。

②「處」表記の前の校閱日は、嘉禾五年三月六日に限られる。<sup>(2)</sup>

③同日校閱分の前において、校閱者の官職は「主者史」と記されるが、それ以外の前ではすべて「田戸曹史」<sup>(22)</sup>である。その上で關尾は、記録にあたる吏によって田家前の表記には若干のゆれが生じる餘地があつたのであり、「處」「合」「主者史」などは三月六日に前を作成した吏の單なる書き癖にすぎず、「町」「處」兩者に本質的な相違はないとした。この關尾の見解は、概ね正しいと認められる。「概ね」というのは、實は例外が存在するからで、

三函丘男子應雛佃田二町合十畝…(後略)

四・二九七

函丘の男子應雛の佃田は二町で、合わせて一〇畝ある。…

は「町」表記であるが、「合」で田土額を導いている。これは①の例外である。また、

三三〇〇丘男子陳新佃田二處合十畝…(中略)…嘉禾五年三月〇日田戸曹史趙野張揚陳通校

四・五五六

〇〇丘の男子陳新の佃田は二處で、合わせて一〇畝ある。…嘉禾五年三月〇日、田戸曹史の趙野・張揚・陳通がひきくらべて確認した。

という前もある。これは校閱日が不明であるが、②を正しいとすると「三月〇日」の「〇」には「六」が入るはずである。すると③と矛盾する。つまり②と③とは、完全には兩立しないのである。しかし、こうしたわずかな例外の存在は、むしろ「町」「處」の相違を制度的なものではなく「表記のゆれ」と捉えることの正しさを示していると考えられるから、細部に詰めるべき点があるにせよ、關尾説は是として差し支えない。よって、以下では用例の壓倒的に多い「町」で兩者を一括することにする。

では、この「町」とは一體いかなる單位なのだろうか。龍岡秦簡には、

盜田二町當遺三程者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一一二六

田二町、を少なく申告し不當に耕作したものは、田租三人分の額を納めない者(の罪)に相當し、…

一當遺二町程者而□□□□□□□□

一二七

一町(を少なく申告し不當に耕作したもの)は、田租二人分の額を納めない者に相當し、：

とあり、ここでも「町」が單位として用いられている。中國文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』<sup>(23)</sup>の注釋は、この「町」を田畝の面積を計量する單位としているが、假に田家前の「町」も面積の單位だとすると、町數は畝數と對應關係になければならない。しかし結論からいえば、兩者の間にそうした規則的な對應關係は認めることができないのである。

三下伍丘男子五孫田六町凡十二畝…(後略)

四・五

下伍丘の男子五孫の田は六町で、合計で一二畝ある。：

(二二(畝)／六(町) 〓 二(畝) …一町 〓 二畝)

四・一〇二

三五〇丘男子周頤佃田二町凡十八畝…(後略)

五〇丘の男子周頤の佃田は二町で、合計で一八畝ある。：

(一八(畝)／二(町) 〓 九(畝) …一町 〓 九畝)

五・八〇

三上俗丘男子朱得佃田六町凡十八畝…(後略)

上俗丘の男子朱得の佃田は六町で、合計で一八畝ある。：

(一八(畝)／六(町) 〓 三(畝) …一町 〓 三畝)

右の諸例よりわかるように、町數は畝數と對應しない。となると兩者は同種の單位ではないことになるが、米・布・錢とも稅率は畝單位で決定されているので、畝が面積の單位であることは明らかである。ゆえに、吏民田家前にみえる「町」は面積の單位ではない。

一方、『說文』は「町」について、



町、田踐處曰町、从田丁聲。

町、田の踐む處を町と曰ひ、田に从ひ丁の聲。

といっている。「田の踐む處」だというのだから、畦のことであろう。段注は、

玉裁按、此踐字疑淺人所增。廣韻青韻注曰田處、…田處者、謂人所田之處。…

玉裁按ずるに、此の「踐」字疑ふらくは淺人の増せる所ならむ。「廣韻」青韻注「田處なり」と曰ひ、…田處は、人の田づくる所の處を謂ふ。…

とし、「踐」を衍字とみて「町」は「田處」すなわち耕地のことだと理解しているが、逆にこの「田の踐む處」という箇所の意味を見出すのが竹添井井である。竹添は『左傳』襄公三五年の「原防を町す」の「町」について、

町者、田之區域也。言治其畔埒、以區分之。說文、田踐處曰町。廣韻、田區畔埒也。…又隴也、區也。

町は、田の區域なり。其の畔埒を治め、以て之を區分するを言ふ。『說文』に、「田の踐む處を町と曰ふ」と。『廣韻』に、「田の畔埒を區すなり」と。…又た「隴」なり、「區」なり。

という（『左氏會箋』）。竹添の考える「町」とは、畦によって區切られた田地の區畫である。關尾史郎は、「後漢建寧四」二七二年九月雒陽左駿厰官大奴孫成買田券」に「買所名有廣德亭部羅陌田一町」とあるところから「町」を「地段の量詞」とし、「後漢熹平五」二七六」年七月樂成里劉元臺買地券」に「買代表里塚地一處」とあることから「處」も同様の單位だとするが、この見解は竹添のそれと重なる。

こうした田地の區畫の形狀については、『左傳』の當該箇所につされた杜注が参考になる。それによれば、

隄防間地、不得方正如井田、別爲小頃町。

隄防の間地、方正しくして井田の如くするを得ざれば、別に小頃の町を爲る。

とあり、正方形でなく井田を設けられないような土地に作られる區畫として「町」の語が用いられている。杜預が田家駒

のほぼ同時代人であることを考慮すれば、彼の解釋を田家前を理解するための参考とすることは許されよう。

以上のように考えると、田家前にみえる「町」とは、「畦によつて區切られた、ときに不定形の、田地の區畫」だということになる。つまり「一町」というのは「田畑一枚」くらいの意味なのであって、それは「一町」が「一處<sup>ひとところ</sup>」と同義だとする先の假定とも一致する。言い換えれば、「町」とは田畑の枚数を数える數詞なのである。

しかるに、上述のごとく、田家前には「町」によつて示された田畑の枚数と併せて、田土の總面積が記載されている。ということとはつまり、その二つのデータをを用いることによつて、それぞれの田家前に記された一人ひとりの人物につき、その耕作する田畑が一枚あたりおよそどれくらいの面積であつたのかを算出することが可能だということになる。この地道な計算を積み重ねることで、田家前にみえるそれぞれの丘に廣がる田園風景の大まかなイメージをつかむことはできないだろうか。試みまでに、節を改めた上で、この豫想を實行に移してみよう。

### 第三節 一町あたり畝數の検討

これから行う作業は、具體的にいうと、個々の田家前に示された畝数を町數で除すものである。その際、以下の四つの原則に従った。

①『嘉禾吏民田家前』で年度不明とされているもののうち、記載上の特徴によつて年度が判明するもの<sup>(25)</sup>については、當該年度分に繰り入れて計算することとする。

②田家前には、しばしば記載ミス・計算ミスが存在する。いま行おうとする作業に關連するものでは、常限田と餘力田の合計が總面積と合わないとか、税額から逆算した田土額ともともと記載されているそれとが一致しなかったりとかいったケースがある。こうした場合、檢算の過程で錯誤の理由が合理的かつ容易に説明できるものについては、圖版も參考にしながらすべて訂正し、以下の作業においては訂正後の數値を利用した。が、錯誤の理由が不明確で、圖版も

判讀が困難であり訂正不能なものについては、手をつけずそのままにした。ただし實際には、そうした例はほんの一部にすぎない。

③ 田土額の部分が缺損して判讀できない場合、税額から逆算が可能であれば、田土額を求めて検討対象に加えた。

④ 町數・畝數のいずれか一方しか判明しない前は、検討対象から除外した。

本来ならば、個々の前について行つた訂正ならびに計算結果を逐一示さねばならないのであるが、いましがた述べたような条件をつけてもサンプル數は一七〇〇を超えるのであつて、限られた紙幅の中で作業の全貌を示すことは不可能である。よつて本稿においては、個々の前の記述の細部に立ち入ることは避け、結果として得られたデータに基づいて、要點だけを述べるにとどめることをお許し願いたい。<sup>(26)</sup> また、嘉禾四年前と五年前とは記載対象がほとんど重ならないことに鑑みて、データの分析は基本的に年度ごとに分けて行うこととする。

## (二) 嘉禾四年前について

嘉禾四年前(サンプル數六一九)をもとに統計をとつた結果、以下のような數値が得られた。

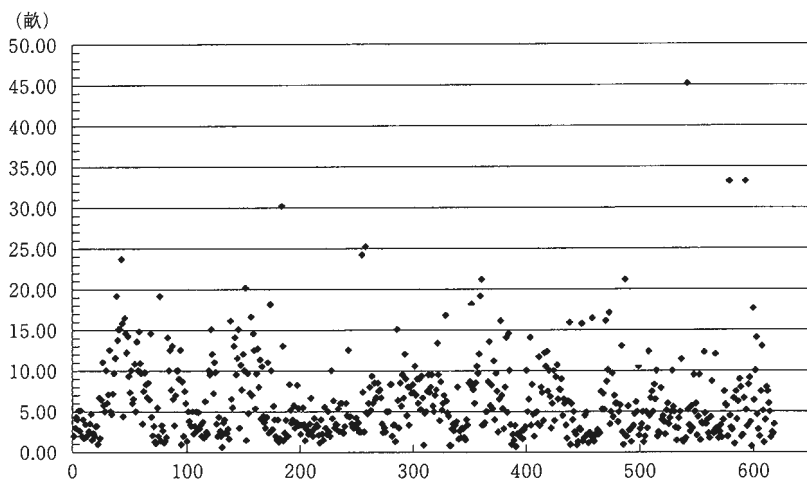
① 町數の平均：一〇・五町

② 畝數の平均：三八・六畝

③ 一町あたり畝數の平均：六・一四畝(≒約三〇・六<sup>(27)</sup>アール)

一見してわかるように、③に①を乗じて②とは一致しない。これは、前によつて一町あたりの畝數に相當の偏りがあることによる。そのばらつきを可視的に確認するため、前ごとの一町あたり畝數を示したのが「**グラフ**」<sup>(28)</sup>で、縦軸が一町あたり畝數、横軸がサンプルの番號にあたる。具體的な數値はグラフではわかりにくい、最小で〇・七畝(四・一四四)、最大で四五・〇畝(四・五七四)と、ばらつきは相當に甚だしい。逆に言うと、ひとくちに「町」といっても内容にはこれ

【グラフ1】



だけの違いがあるのであるから、「町」が田地の數詞であることがこのことから確認できるといえよう。またグラフを見ると、平均値の六・一四畝はばらつきの中央ではなく、點の多くは平均値よりも下に集まっているように見受けられる。よって、ばらつきの中央を知るためにメジアン（中央値）を求めると、五・〇畝<sup>(29)</sup>となった。

以上から四年前全體の大まかな傾向を知ることができるが、これはあくまでも全體の統計であるから、地域差は顧慮されていない。それでは、丘という存在に着目して、丘ごとにデータをまとめ直すと、どのようなことがわかるであろうか。

サンプル數が少なすぎると意味をなさないので、前が六枚（四年前全體の一パーセント）以上ある丘に限って整理した結果が【表1】である。うち「占有率」とは、「一町あたり畝數がその年の前全體のメジアンを下回る前がその丘の前全體に占める割合」を指す。四年前前でいえば、全體の一町あたり畝數のメジアンは先述のごとく五・〇畝であるから、一町あたり畝數がその五・〇畝を下回る前がその丘に屬する前のなかでどれくらいの割合あるかが、この占有率によって示されるわけである。従って、占有率が高い丘には相對的にみて狭い田畑が、占有率が低い丘には廣い田畑が、それぞれ多くみられるということになる。

【表1】

| 丘 名    | 町数平均 | 畝数平均 | 畝数/町数 | 占有率(%) |
|--------|------|------|-------|--------|
| 下伍丘    | 11.5 | 35.0 | 3.12  | 87.0   |
| 上扶丘    | 6.1  | 38.6 | 6.99  | 12.5   |
| 己酉丘    | 3.0  | 37.5 | 14.38 | 9.1    |
| 小赤丘    | 5.5  | 45.2 | 9.11  | 8.7    |
| 夫丘     | 25.5 | 51.3 | 3.53  | 84.6   |
| 五唐丘    | 5.7  | 26.8 | 7.74  | 21.1   |
| 中唸丘    | 14.9 | 48.9 | 3.42  | 82.4   |
| 公田丘    | 2.1  | 19.0 | 9.76  | 12.5   |
| 平支丘    | 7.1  | 23.3 | 3.93  | 84.6   |
| 平畝丘    | 4.2  | 33.7 | 10.14 | 13.0   |
| 石下丘    | 9.9  | 41.1 | 6.11  | 65.2   |
| 利丘     | 21.2 | 59.1 | 3.47  | 81.0   |
| 何丘     | 23.4 | 63.6 | 3.12  | 77.8   |
| 伴丘     | 10.7 | 41.7 | 5.09  | 70.0   |
| 東扶丘    | 4.6  | 30.7 | 6.87  | 14.3   |
| 桐唐丘    | 2.6  | 19.3 | 7.33  | 25.0   |
| 郭渚丘    | 5.0  | 30.6 | 7.55  | 9.4    |
| 頃丘     | 15.1 | 32.8 | 2.94  | 100.0  |
| 區丘     | 23.6 | 51.3 | 2.92  | 87.5   |
| 梨下丘    | 3.2  | 31.6 | 11.46 | 0.0    |
| 湛上丘    | 7.6  | 60.7 | 8.09  | 14.3   |
| 湛龍丘    | 4.6  | 32.1 | 7.94  | 20.0   |
| 濱丘     | 45.4 | 84.5 | 2.03  | 100.0  |
| 緒中丘    | 4.3  | 28.9 | 7.26  | 25.9   |
| 劉里丘    | 28.7 | 58.6 | 3.71  | 89.5   |
| 樸丘     | 9.9  | 68.0 | 11.60 | 0.0    |
| 4年前全體* | 6.0  | 30.0 | 5.00  | 49.4   |

\*平均値ではなくメジアンを示す。

その上で【表1】をみると、占有率が丘ごとに著しく偏っていることが了解されるであろう。占有率が二五・九（劉里丘）～六五・二（石下丘）の間の値をもつ丘は存在せず、どの丘についても全體の七割程度かそれ以上は、一町あたり畝数が四年前全體のメジアンを上回るもしくは下回る前が占めているのである。

ただ言葉で説明するだけではわかりにくいので、例を挙げて確認しよう。例えば下伍丘には、町数・畝数が判明する分だけで二三枚の前がある（表2）。うち一町あたり畝数が四年前のメジアン五・〇畝を越えているのは、ゴシック體で示した四・九、四・二、四・一九の三つだけで、下伍丘全體の平均は三・一二畝にすぎない。このように田畑一枚あたりの面積が狭い丘と

【表2】

| 簡番號  | 丘名  | 身分   | 名前 | 町數   | 總面積(畝) | 畝數/町數 | 備考         |
|------|-----|------|----|------|--------|-------|------------|
| 4・5  | 下伍丘 | 男子   | 五孫 | 6    | 12.0   | 2.00  |            |
| 4・6  | 下伍丘 | 男子   | 五常 | 1    | 3.0    | 3.00  |            |
| 4・7  | 下伍丘 | 男子   | 五將 | 7    | 30.0   | 4.29  |            |
| 4・8  | 下伍丘 | 男子   | 文□ | 2    | 8.0    | 4.00  |            |
| 4・9  | 下伍丘 | 郡吏   | 周柏 | 32   | 164.0  | 5.13  |            |
| 4・10 | 下伍丘 | 男子   | 胡純 | 8    | 21.0   | 2.63  |            |
| 4・12 | 下伍丘 | 男子   | 胡諸 | 12   | 61.0   | 5.08  |            |
| 4・14 | 下伍丘 | 男子   | 勇羊 | 12   | 24.0   | 2.00  |            |
| 4・15 | 下伍丘 | 男子   | 勇恪 | 2    | 8.0    | 4.00  |            |
| 4・16 | 下伍丘 | 郡吏   | 逢杲 | 12   | 20.0   | 1.67  |            |
| 4・17 | 下伍丘 | 男子   | 逢陵 | 10   | 34.0   | 3.40  |            |
| 4・18 | 下伍丘 | 男子   | 啓敍 | 16   | 30.0   | 1.88  |            |
| 4・19 | 下伍丘 | 軍吏   | 黃元 | 10   | 21.0   | 2.10  |            |
| 4・20 | 下伍丘 | 州卒   | 區張 | 20   | 51.0   | 2.55  |            |
| 4・21 | 下伍丘 | 縣吏   | 張楊 | 25   | 87.0   | 3.48  | 總面積，原文は57畝 |
| 4・22 | 下伍丘 | 男子   | 張設 | 3    | 14.0   | 4.67  |            |
| 4・23 | 下伍丘 | 男子   | 彭囊 | 10   | 15.0   | 1.50  |            |
| 4・24 | 下伍丘 | 郡吏   | 廖裕 | 20   | 46.0   | 2.30  |            |
| 4・25 | 下伍丘 | 男子   | 蔡德 | 11   | 22.0   | 2.00  |            |
| 4・26 | 下伍丘 | (不明) | 蔡嬰 | 12   | 38.0   | 3.17  |            |
| 4・27 | 下伍丘 | 男子   | 鄧角 | 21   | 67.0   | 3.19  |            |
| 4・28 | 下伍丘 | 州吏   | 嚴迫 | 10   | 10.0   | 1.00  |            |
| 4・29 | 下伍丘 | 男子   | 謝黃 | 3    | 20.0   | 6.67  |            |
| 平均値  |     |      |    | 11.5 | 35.0   | 3.12  |            |
| 占有率  |     |      |    | 87.0 |        |       |            |

しては、ほかに夫丘・中喙丘・平支丘・石下丘・利丘・何丘・倅丘・頃丘・區丘・墳丘・劉里丘が挙げられる。これらを【表1】では斜體にして示した。

逆に公田丘（【表3】）では、總面積の平均こそ一九・〇畝と小さいものの、一町あたりの畝數の平均は九・七六畝にも達する。この丘に屬する八名のうち、四年前のメジアンを下回るものはゴシック體の四・一三九（三・五畝）のみに限られる。このように田畑一枚が廣い丘には、上扶丘・己酉丘・小赤丘・五唐丘・平叱丘・東扶丘・桐唐丘・郭渚丘・梨下丘・湛上丘・湛龍丘・緒中丘・樸丘がある。これらは【表1】においてゴシック體で示してある。

こうした占有率の偏りは興味深い現象で、まさに田畑の分布状況の差異を窺い知るための格好の材料であると考えられるが、それについての議論はひとまず措き、五年前の検討結果について先にまとめておくことにしよう。

【表3】

| 簡番號   | 丘名  | 身分 | 名前 | 町數   | 總面積(畝) | 畝數/町數 |
|-------|-----|----|----|------|--------|-------|
| 4・131 | 公田丘 | 男子 | 文碩 | 1    | 10.0   | 10.0  |
| 4・133 | 公田丘 | 男子 | 利高 | 2    | 19.0   | 9.50  |
| 4・134 | 公田丘 | 男子 | 胡罷 | 1    | 15.0   | 15.00 |
| 4・135 | 公田丘 | 大女 | 唐妾 | 1    | 12.0   | 12.00 |
| 4・136 | 公田丘 | 男子 | 孫職 | 4    | 29.0   | 7.25  |
| 4・137 | 公田丘 | 男子 | 張如 | 1    | 11.0   | 11.00 |
| 4・138 | 公田丘 | 男子 | 番□ | 5    | 49.0   | 9.80  |
| 4・139 | 公田丘 | 男子 | 謝□ | 2    | 7.0    | 3.50  |
| 平均値   |     |    |    | 2.1  | 19.0   | 9.76  |
| 占有率   |     |    |    | 12.5 |        |       |

## (二) 嘉禾五年前について

嘉禾五年前(サンプル數一〇八三)からは、左のような結果がもたらされる。

① 町數の平均：一二・四町

② 畝數の平均：二八・七畝

③ 一町あたり畝數の平均：二・八六畝(≒約一四・二アール)

一町あたり畝數のメジアンは二・五畝で、四年前の半分にすぎない。<sup>(30)</sup>

【表4】は、四年前と同様に六枚以上の<sup>(31)</sup>の蒔がある丘についてデータの整理を行ったものであるが、四年前ではみられなかったような占有率の偏りが小さい丘が存在している。とはいえ、占有率の平均値附近に多くの丘が集中するようなことはなく、むしろばらつきは均等で、占有率の高い(六〇パーセントより上の)丘と低い(四〇パーセント未満の)丘とがそれぞれ全體の四割を占めるに至っている。五年前においても一町あたり畝數は丘ごとに偏っているとみるのが妥當であろう。丘名を列記すると、

## A・田畑一枚が相對的に狭い丘

下伍丘・夫丘・平支丘・平陽丘・石下丘・伍社丘・利丘・松田丘・杷丘・於上丘・函丘・俠丘・栗丘・租下丘・區丘・淦丘・寇丘・新成丘・僕丘・劉里丘・潰丘・鷗丘

## B・田畑一枚が相對的に廣い丘

三州丘・下和丘・下俗丘・上和丘・上莎丘・上俗丘・平樂丘・弦丘・南彊丘・苾

となる。

丘・度丘・逢唐丘・常略丘・湖田丘・楊渚丘・夢丘・廉丘・撈丘・暹丘・彈渚丘・龍丘・謝丘  
 C・田畑の面積に偏りがなく、あっても偏りが小さい丘  
 秋俣丘・旱丘・里中丘・何丘・武龍丘・林渚丘・桐丘・略丘・喰丘・楮下丘・溫丘・盡丘

占有率の偏りが四年前のみならず五年前においても認められるということになると、その意味するところがいよいよ重要な問題となってくる。次節では、それについて考察してゆく。

【表 4】

| 丘 名   | 町数平均 | 畝数平均 | 畝数/町数 | 占有率(%) |
|-------|------|------|-------|--------|
| 三州丘   | 6.1  | 22.7 | 4.08  | 0.0    |
| 下佐丘   | 10.1 | 20.3 | 2.01  | 75.0   |
| 下和丘   | 9.5  | 38.2 | 4.19  | 16.7   |
| 下俗丘   | 9.8  | 28.5 | 2.77  | 36.4   |
| 上和丘   | 11.0 | 32.6 | 3.08  | 37.5   |
| 上落丘   | 7.4  | 23.8 | 3.58  | 31.6   |
| 上俗丘   | 8.3  | 33.3 | 3.88  | 10.0   |
| 夫丘    | 22.4 | 32.5 | 1.65  | 100.0  |
| 平支丘   | 10.3 | 22.8 | 2.46  | 66.7   |
| 平陽丘   | 7.9  | 13.8 | 1.77  | 100.0  |
| 平樂丘   | 7.1  | 27.8 | 4.49  | 7.3    |
| 石下丘   | 10.5 | 21.2 | 2.22  | 72.3   |
| 伍社丘   | 17.7 | 31.8 | 1.91  | 90.0   |
| 秋俣丘   | 7.8  | 22.2 | 2.73  | 53.8   |
| 旱丘    | 11.4 | 27.8 | 3.35  | 50.0   |
| 里中丘   | 3.0  | 8.7  | 3.69  | 44.4   |
| 利丘    | 29.5 | 46.1 | 1.67  | 87.5   |
| 何丘    | 15.4 | 33.3 | 2.79  | 44.4   |
| 武龍丘   | 16.6 | 41.4 | 2.48  | 57.1   |
| 林渚丘   | 13.4 | 37.2 | 3.03  | 40.7   |
| 松田丘   | 10.3 | 22.7 | 2.22  | 65.4   |
| 杷丘    | 14.8 | 23.6 | 1.80  | 91.7   |
| 於上丘   | 10.9 | 22.1 | 2.14  | 100.0  |
| 弦丘    | 6.2  | 22.0 | 3.86  | 2.4    |
| 陶丘    | 12.0 | 28.0 | 2.28  | 75.0   |
| 南疆丘   | 4.0  | 16.7 | 3.74  | 36.4   |
| 落丘    | 10.6 | 30.4 | 2.78  | 35.7   |
| 依丘    | 11.9 | 23.0 | 1.82  | 77.8   |
| 度丘    | 12.0 | 33.3 | 2.75  | 32.0   |
| 桐丘    | 10.7 | 26.8 | 2.56  | 50.0   |
| 栗丘    | 16.7 | 26.3 | 1.77  | 90.0   |
| 租下丘   | 10.4 | 22.2 | 1.83  | 88.9   |
| 逢唐丘   | 5.9  | 21.4 | 4.06  | 0.0    |
| 厩丘    | 15.9 | 33.0 | 2.18  | 75.0   |
| 常略丘   | 14.9 | 32.2 | 3.61  | 36.4   |
| 略丘    | 7.3  | 26.2 | 2.86  | 42.9   |
| 喰丘    | 14.2 | 36.5 | 2.47  | 50.0   |
| 塗丘    | 15.1 | 22.7 | 1.45  | 90.0   |
| 冠丘    | 5.8  | 14.9 | 2.73  | 77.8   |
| 楮下丘   | 11.9 | 34.9 | 3.27  | 44.4   |
| 湖田丘   | 7.9  | 25.8 | 3.58  | 27.3   |
| 溫丘    | 6.3  | 15.0 | 2.40  | 57.9   |
| 楊渚丘   | 5.8  | 24.5 | 3.93  | 20.0   |
| 夢丘    | 4.8  | 16.2 | 3.88  | 10.0   |
| 新成丘   | 27.0 | 47.6 | 1.65  | 85.7   |
| 廉丘    | 13.5 | 38.6 | 2.89  | 28.6   |
| 僕丘    | 13.6 | 25.2 | 2.70  | 66.7   |
| 盡丘    | 10.4 | 26.2 | 2.49  | 60.0   |
| 撈丘    | 9.9  | 21.9 | 2.71  | 10.0   |
| 暹丘    | 10.2 | 28.6 | 2.76  | 33.3   |
| 劉里丘   | 27.9 | 36.6 | 1.81  | 88.9   |
| 潰丘    | 20.9 | 41.4 | 1.78  | 87.5   |
| 彈渚丘   | 5.7  | 18.5 | 3.43  | 10.5   |
| 龍丘    | 11.8 | 36.4 | 3.05  | 30.8   |
| 謝丘    | 6.2  | 19.7 | 3.75  | 38.5   |
| 鵜丘    | 10.0 | 29.2 | 2.56  | 63.6   |
| 5年前全體 | 8.0  | 21.5 | 2.50  | 48.7   |



#### 第四節 丘ごとの開發狀況からみた丘の性格

前節の檢討結果から得られた結論は、丘ごとに狭い田畑あるいは廣い田畑が集中して存在していたということであつた。きわめて一般的に言つて、ある一定の地域における田畑一枚あたりの面積が大きいとき、その地域は相對的に廣い耕地が得やすい地形のもとにあるとみることができ、逆に田畑一枚あたりの面積が小さい場合、その地域は地形・地質的に入り組んでいるために土地の利用方法が限定され、耕地を一カ所に廣くとることができない場所だと推測される。

この一般論が當てはまるかどうかを確認するため、丘ごとの町數を比較してみよう。【表1】【表4】をみると、占有率の高い丘は平均町數が多く、低い丘は少ないことを看取しうるが、これを具體的に數字にすると、四年前において占有率が高い丘の平均町數は一九・七であるのに對し、低い丘では四・九しかなく、五年前でも高い丘は一五・一に達するが、低い丘では八・六にとどまつた。このことから、田畑一枚あたりの面積が小さい丘では町數が多くなる、つまり一戸が耕作する田畑が細分化ないし散在することが了解される。

このように丘ごとの地形の傾向にまで檢討が及んではじめて、長沙一帯の地形や丘名を考慮することが意味をもつてくるだろう。まずいえることは、田家前記された地域には王素らの説からイメージされるほど丘陵地がまんべんなく存在しているわけではなく、平坦な土地も廣範に存在しているらしいという點である。というのは、田畑が廣い丘と狭い丘とが併存していることから、すべての丘が丘陵に位置していたわけではないことが推しはかれるからである。丘の名稱にもそのことは表れており、田畑の廣い丘のうちには、郭渚丘・湛上丘・湛龍丘・湖田丘など「水ざわを圍つた」(水を)湛えた「湖の田」といった名稱が存在している。<sup>(32)</sup>このことから、低濕な土地に一枚あたりの面積が比較的小さい田畑が營まれていたことが想像されよう。のみならず、そうした丘は田家前の中に比較的高い割合で出現するから、低濕な(すべてがそうであるとは言わぬまでも、とにかく平坦な)土地にも耕地が廣がつていたという假説は、それなりに蓋然性が高いも

のとみなくてはならない。<sup>(33)</sup>

その一方で、狭い耕地が散在する丘も、同じくらい高い比率で出現している。ここである耕地の散在とは、全部を平均してしまふとそれほど極端な数字にはならないが、甚だしいものでは九〇枚（四・四一四）とか一三〇枚（五・三〇九）にも達するほどの、顕著な分散化が認められる。一町あたり畝数も一畝前後ないしそれ以下の事例はかなり多く、最小では實に〇・二一畝（五・七九九）にもなる。こうなると、それが平坦地であるとはとても考えられず、棚田とみるのがもつとも自然であろう。<sup>(34)</sup> そうした丘がしばしば出現することは、當時、傾斜地の開発もそれなりに進展していたことの表れであるとみられる。

さて、これも一般論であるが、耕地をある程度廣くとりやすい相對的に低い土地（といつても平野部ではなく、水の得やすい谷口や山麓部・小湖沼などではあるが）の開発のほうが基本的には先行し、傾斜地の開発は相對的に遅れてはじまるはずである。とすると、田畑が廣い丘というのは古くから開けた土地、狭い丘というのはあとから開かれた土地ということになるだろう。田畑の狭い丘に「新成丘」などという名稱が存在するのも、傾斜地のほうが開発が遅れていることと關係しているように思われるが、それを逆に言えば、廣い田畑をもつ丘はより古くから存在し、その名稱も歴史的に古いものであると考えられる。

そのことを示すのが、丘の名づけの方法である。第一節で述べたとおり、小嶋茂稔は丘の名稱の人為性を問題とした際に「同じ文字をその名のうちにもつ丘のグループ」の存在を指摘したが、それが小嶋の解釋するように既存の地域を人為的に再區分したものだとなれば、同じ文字をもつ丘のグループは、相對的にみて古く開発が進んだ、すなわち田畑の廣いほうにより多く出現するはずである。そして實際、前節で列記した丘の名稱を通觀すると、そうした傾向が認められる。四年前では「上袂丘・東袂丘」「湛上丘・湛龍丘」、五年前では「下和丘・上和丘」「下俗丘・上俗丘」「苅丘・上苅丘」「楊渚丘・彈渚丘」が同じ文字をもつ丘のグループとして擧げられるが、それは田畑の廣い丘と狭い丘とにまたがって出

現することはないし、のみならずそのすべてが、田畑の廣い丘なのである。同じ文字をもつ丘のグループが地形的に類似するということは、一方では丘の設置にあたって既存の地名に方向・方角を付け加える形で地域の再區分がなされたという小嶋の假説を裏づけるし、それらがいずれも田畑の廣い丘であるということは、低地から先に耕地が開けていったはずだという先の假定の傍證にもなるだろう。

同じことを、さらに異なつた角度からみてみよう。關尾史郎が丘の性格を検討するにあたって分析對象とした「里名と丘名の一致・不一致」が、その手がかりとなる。里制が漢代の制度であつたことを勘案すると、小型竹簡に里名としてあらわれるものも、比較的古くから開けていた土地の地名であらう。しかるに、田家苧の丘名と小型竹簡の里名とが共通する例として關尾が挙げる一〇例（東丘・盡丘・度丘・東扶丘・湛龍丘・梨下丘・平樂丘・平陽丘・五唐丘・劉里丘）中、サンプル數不足の東丘・盡丘・五唐丘を除いた残り七つの丘のうち五つ（度丘・東扶丘・湛龍丘・梨下丘・平樂丘）までが、田畑の廣い丘である。さらに、同じ文字をもつ丘のグループの地形條件は類似するという先の結論からいけば、五唐丘は逢唐丘と同じく田畑の廣い丘であると推定できるから、これも加えることができる。してみると、平陽丘と劉里丘だけが田畑の狭い丘に屬してはいるものの、全體的傾向としては、田畑が廣い丘の名稱のほうが里名と對應しやすいといつて差し支えない。ということとは、田畑の廣い丘のほうが古い地名とより親和性が高いことを意味する。

以上述べた丘の名稱と開發狀況の關係についてまとめれば、古くから人が集住して耕地が開かれ里がおかれていたような地域は、そこに何らかの理由で丘がおかれるようになった際、古くからある里名に對應する丘名がつけられたが、そうではない新たに開墾されたような土地には、里名と必ずしも對應しない人爲的な名前がつけられた可能性があることになる。右はあくまでも憶測だが、假にこれが成り立つとすれば、里名と丘名の對應・非對應の問題、ならびに人爲的な名稱の丘が多數みえる問題は、里と丘とを一律に結びついたり切り離したり、丘名の作爲性に注目したりするだけでは解決せず、開發狀況と關連させて理解したほうが解釋が容易になるらしいことが判明する。

すると、あるいはこういう考えかたもあるかも知れない。古くから開けた地域は、それが複数の丘に再區分されたにせよ、人爲性が介在するのはその區分についてだけであつて、そこに住む人々や彼らが據るところの社會組織に對しては、それほどの干涉はなかつたのではないかと。そこで考えておきたいのが、課税面で優遇される復民および士<sup>35</sup>についてである。

復民・士はともに四年蒔のみにみえ、前者は己酉丘に、後者は樸丘に限つて現れることが知られている。

己酉丘復民梅組佃田三町凡卅一畝皆二年常限其卅六畝旱田畝收布六寸六分定收五畝畝收米五斗八升六合爲米三斛七升六合畝收布二尺其米三斛七升六合四年十二月□日付倉吏李金凡爲布三丈三尺七寸六分五年二月二日付庫吏潘有其旱田畝錢卅七其熟田畝收錢七十凡爲錢一千三百九十二錢五年二月廿日付庫吏番有嘉禾五年三月十日田戶曹史趙野張揚陳通校

四・四五

己酉丘の復民梅組の佃田は三町で、合計で四一畝あり、皆二年常限である。その三六畝は旱田であるので、畝ごとに布六寸六分を收める。定收は五畝あり、畝ごとに米五斗八升六合を收めると、米三斛七升六合になる。畝ごとに布二尺を收める。その米三斛七升六合は、四年二月□日に倉吏の李金に手渡した。合計で布三丈三尺七寸六分になり、五年二月二日に庫吏の潘有に手渡した。その旱田は畝ごとに錢三七を收め、その熟田は畝ごとに錢七〇を收める。合計で錢一三九二錢になり、五年二月二〇日に庫吏の番有に手渡した。嘉禾五年三月一〇日、田戶曹史の趙野・張揚・陳通がひきくらべて確認した。

とあるように、復民の常限定收田への米課税率は一畝あたり五斗八升六合であり、一般の民が一斛二斗であるのに比べると、半分以下に輕減されている。士については、

樸丘士李安佃田十町凡五十三畝皆一年常限其五畝熟田依書不收錢布卅八畝旱田畝收布六寸六分凡爲布三丈一尺准入米一斛五斗六升五年三月七日付倉吏番慮旱田畝收錢卅七凡爲錢一千七百七十六錢准入米一斛一斗□升五年正月□日付

倉吏番慮嘉禾五年三月七日田戸經用曹史張揚趙野陳通校

四・四九一

樸丘の士李安の佃田は一〇町で、合計で五三畝あり、皆二年常限である。その五畝は熟田であるが、書に依つて（米・）錢・布を收めない。四八畝は旱田であるので、畝ごとに布六寸六分を收める。合計で布三丈一尺になり、准じて米一斛五斗六升を入れ、五年三月七日に倉吏の番慮に手渡した。旱田は畝ごとに錢三七を收め、合計で錢一七七六錢になり、准じて米一斛一斗□升を入れ、五年正月□日に倉吏の番慮に手渡した。嘉禾五年三月七日、田戸經用曹史の張揚・趙野・陳通がひきくらべて確認した。

とあるように、熟田への課税が免除されている。これらの身分がいかなるもので、なぜこうした優遇措置がとられたのかについては、現時点では検討材料が不充分であつて定かではないが、少なくとも士が國家的な身分であつたことは「書に依りて錢・布を收めず」という表現から窺えるし、復民が限定的に現れる（のみならず、復民以外の身分が出現しない）己酉丘の丘名は孫權が皇帝に即位した黃龍元「二二九」年の干支に由來すると目されているから、祝祭的な意味をもつて命名され、その民に恩典が與えられたものである可能性がきわめて高い。

そこで【表1】をみると、彼らのいた己酉丘・樸丘は占有率が著しく低く、一町あたり畝数が大きい荊が多数を占めていたことが判明する。<sup>(37)</sup>通常、町数が少なく田畑一枚が廣いほうが耕作は容易であるから、彼らは税率面だけでなく、耕作にあたつても有利な立場におかれていたものとみられる。ただし注意したいのは、滿田剛の作成にかかる表によると、己酉丘・樸丘においては被記載者の姓がばらばらであり、<sup>(38)</sup>これらの丘の内部に強固な族的結合をもつた血縁集團は存在しなかつたものと考えられることである。丘というものがすべて自然集落なのだとすれば、そうした集團がある程度認められてしかるべきであるが、少なくともこれらの丘についてはそうではない。つまり、彼らはもともと屬していた丘ごと優遇の対象となつたのではなくして、何らかの理由でそれらの丘に移住（ないしは占有する田土を變更）せしめられ、耕作に有利な場所を國家權力によつてとくに與えられていたものと考えられるのである。<sup>(39)</sup>ここからみる限りにおいて、丘編成の人

爲性はその名づけのレベルにとどまらず、場合によっては在地社會内部への干渉をも伴っていたものとみられよう。

そもそも、田家煎にみえる丘が生活空間であるにせよ、居住地とは離れて存在する田土の集合であるにせよ、いずれにしてもそれを國家權力が人爲的に再區分するということは、孫吳政權がこの地の社會にそれなりの規制力を有していたことを意味する。しかもそれが社會内部にまで及ぶものであったのだとすると、その規制力は相當大きなものであったはずである。血縁集團の解體や開墾獎勵などを目的としてその規制力が發揮された結果、民の移動が廣範に行われていたものとすれば、四年煎と五年煎で別の丘に同一人物が現れることの説明は容易につくようになるし、同じ丘の内部で姓がまったくばらばらなケースが存在することも充分納得がゆく。が、そうした強力な支配を孫吳政權がその統治下にあるすべての地域に一律に及ぼし得たかということになると、やはり否定的にならざるを得まい。この時點でわれわれは、田家煎という文書の性格に改めて思いを致さねばならないのであるが、すでに紙幅が盡きつつある。他日を期すことにしよう。

ともあれ、丘の開発状況の検討をとおして、丘が國家によって人爲的に設けられた行政組織であり、その設置にあたっては、ときに在地社會の内部にまで立ち入った民衆の再編成がなされる場合のあったことが確認された。丘は自然集落そのものではなく自治組織でもない、これは現時點でも許される結論であると考える。

## 結 言

本稿で得られた結論は、以下のように集約できる。

- ① 田家煎にみえる「町」という單位は、田畑の數詞である。
- ② 個々の煎について、町數で畝數を除くことにより田畑一枚あたりの面積を求めると、著しいばらつきがみられた。
- ③ 田畑一枚あたりの面積は、丘ごとに著しく偏る傾向にある。
- ④ 田畑一枚あたりの面積が廣い丘のうちには、その名稱が既存の里名と高い關連性を有し、人爲的再編成の痕跡を示す

ものが少なくない。

⑤田畑一枚あたりの面積が廣い丘の多くは古くから開けた平坦な低地で、狭い丘は相對的に遅れて開けた傾斜地が多いものと考えられる。

⑥丘は人爲的に設けられた行政組織であり、その設置にあたっては、在地社會内部への干涉が行われる場合もあった。よつて、丘は自然集落でも自治組織でもない。

しかし、これだけ蕪辭を弄しながら、實はもつとも重大な問題が未解決であることを、最後に告白せねばなるまい。それは、本稿では丘を「行政組織」としたが、それがいかなる行政組織であるのかが示されていないことである。その言い譯を兼ねつつ、今後の課題を示しておくことにする。

丘を單位に徴税が行われていることから、丘が徴税單位という側面を有していたことは疑いないのであるが、だからといって丘が本來的に徴税單位として設けられたものであるとはいえない。その點で、丘編成の人爲性について見解を同じくしながらも、小嶋説に全面的に左袒することには躊躇を覚えるのであるが、この點については田家前によつて徴收されている税が孫吳の稅役體系の奈邊に位置するのが判明しなければ斷定的なことは何も言えないので、目下のところ検討を放棄するしかない。よつて、里と丘の同一性・非同一次性について結論を急ぐことも差し控えたいと思う。ただ、そうした議論の前提として、丘というもののイメージをより具體的な形にしておくことについては、一定程度成功したものと考へている。

その他、孫吳政權が在地社會に對してもつた規制力の程度であるとか、四年前と五年前の内容の相違の問題——これは兩年の間にどのように開發が進展したかということともかわつて、田家前の文書的性格に對する理解の根本にまで影響する論點である——など、關連する課題はとても挙げ盡くせないが、その解決に向けて從來と異なつた新しい分析視覚があることに注意を喚起できたとしたら、それだけでも小論の目的は達成されたといえよう。長沙吳簡研究のさらなる進展

を祈りつつ擱筆する。

## 註

(1) 走馬樓吳簡の概要については、長沙市文物工作隊・長沙市文物考古研究所「長沙走馬樓J22發掘簡報」(『文物』一九九一・五) および宋少華・何旭紅「長沙走馬樓二十二號井發掘報告」(長沙市文物考古研究所・中國文物研究所・北京大學歷史學系走馬樓簡牘整理組編著『長沙走馬樓三國吳簡・嘉禾吏民田家荊』文物出版社、一九九九年、上卷、所收)に詳らかである。

(2) 前掲註(1)。

(3) 「佃田…町」とある場合と「田…町」とある場合とがあるが、兩者に區別はないだろうと考えられている。拙稿「長沙走馬樓吳簡所見田種初探」(長沙吳簡研究會編『嘉禾吏民田家荊研究——長沙吳簡研究報告・第一集——』同研究會、二〇〇一年、所收)一六頁を参照。

(4) 前掲四・二六二では米で准納されているが、布そのもので納める場合もある。またこの「布」の材質については、現時点では明らかでない。

(5) 錢も米で准納される場合と錢そのもので納められる場合とがある。

(6) 以上示したのは、嘉禾四年前の記載順である。五年前では書式が若干異なる。

三上茂丘男子黃皆佃田九町凡卅一畝其廿六畝二年常限其

十七畝旱敗不收布其五畝餘力田爲米二斛定收九畝爲米十斛八斗凡爲米十二斛八斗畝收布二尺其米十二斛八斗五年十一月五日付倉吏張曼周棟凡爲布二丈八尺准入米一斛七斗三升五年十一月六日付倉吏張曼周棟其旱田不收錢熟田收錢畝八十凡爲錢一千二百一十五年十一月十日付庫史潘嘉禾六年二月廿日田戶曹史張惕校

五・六三

上茂丘の男子黃皆の佃田は九町で、合計で三一畝ある。その二六畝は、二年常限である。その(常限田の)一七畝は旱敗であるので、(米と)布を收めない。その(全體の)五畝は餘力田で、(畝ごとに米を四斗收めると、)米二斛になる。(常限田の)定收は九畝あり、(畝ごとに米を一斛二斗收めると、)米一〇斛八斗になる。(常限田・餘力田から收めた米は)合計で米一二斛八斗となる。(常限定收田および餘力田からは)畝ごとに布二尺を收める。その米一二斛八斗は、五年十一月五日に倉吏の張曼・周棟に手渡した。合計で布二丈八尺となり、准じて米一斛七斗三升(を入れ)、五年十一月六日に倉吏の張曼・周棟に手渡した。その(常限田の)旱田は錢を收めず、熟田は錢を畝ごとに八〇收める。合計で錢一二一〇になり、五年十一月一〇日に庫史の潘(有)に手渡した。嘉禾六「三三七」年二月二〇日、田戶曹史の張惕がひき



くらべて確認した。

右によれば、嘉禾五年前においては、

〔1〕丘名〔2〕身分〔3〕姓名〔4〕總町數〔5〕總田土額〔6〕常限田總額〔7〕常限早田額〔8〕餘力田總額〔9〕餘力熟田米稅額率（嘉禾五年前には餘力早田はない）〔10〕常限熟田額〔11〕常限熟田米稅額〔12〕米總額〔13〕熟田布稅率（＝〔12〕〔14〕）〔15〕米總額（再出）〔16〕米納入日〔17〕米納入先〔18〕布總額〔19〕布納入日〔20〕布納入先〔21〕早田錢稅率〔22〕熟田錢稅率〔23〕錢總額〔24〕錢納入日〔25〕錢納入先〔26〕校閱日〔27〕校閱者

の順序で記されている。〔33〕で四年前の〔12〕〔14〕にあたる内容がまとめていわれているのは、嘉禾五年に早田への布・錢の課税がなかったため〔8〕〔15〕をいう必要がなくなったからとも思われるが、四年においても布・錢稅率は常限田・餘力田とも同率で、かつ錢の場合は四年前でも〔26〕〔27〕で常限田・餘力田を一括して計算しているから、それにならって記載の簡略化をはかっただけかもしれない。

實際には、四年前にしろ五年前にしろ、釋文のとおりに連續して記されているのではなく三行分ち書きになっているが、本稿においては記載順が内容に直接関わらないこと、分ち書きの原則に關する議論が未だなされていないことなどの理由から、とりあえず釋文に従っておくこととする。

（7） 關尾史郎「年次未詳田家前」の年次比定」（『出土史料を用いた漢魏交替期の社會變動に關する基礎的研究』平成一二年度～平成一三年度科學研究費補助金「基盤研究(C)」(2)

研究成果報告書「研究代表者・關尾史郎」、二〇〇二年、所收）によれば、校閱月日・校閱者の職名および姓名などの情報から、四年前を一七、五年前を二一、それぞれ取り出すことができるという。

（8） 胡平生・宋少華「長沙走馬樓簡牘概述」（『傳統文化與現代化』一九九七—三）・邱東聯「長沙走馬樓佃田租稅簡的初步研究」（『江漢考古』一九九八—四）・高敏「論《史民田家前》的契約與憑證二重性及其意義——讀長沙走馬樓簡牘札記之二」（『鄭州大學學報』「社會科學版」二〇〇〇—四）・胡平生「嘉禾四年吏民田家前研究」（『中國出土資料研究』五、二〇〇一年）などがこの立場に立つ。これに對して關尾史郎「吏民田家前の性格と機能に關する一試論」（前掲註〔3〕書所收）、「吏民田家前の性格と機能」（前掲註〔7〕報告書所收）は、縣と郷が分有する納稅者臺帳との見解を示している。

（9） 田家前が郷によつてとりまとめて提出された文書であることは、いわゆる「標題簡」の存在によつて明らかにになっている。參考までに、標題簡の一例を示す。

東鄉謹列四年吏民田家別前

四・三

東郷は謹んで（嘉禾）四年に吏民の田家が別ったところの前を列ねます。

（10） 前掲註（8）邱論文。

（11） 王素・宋少華・羅新「長沙走馬樓簡牘整理の新收穫」（『文物』一九九九—五）三九頁。

（12） 高敏「從嘉禾年間《吏民田家前》看長沙郡一帶的民情風

俗與社會經濟狀況」(『中州學刊』二〇〇〇—五)。吳海燕「丘」非「鄉」而爲「里」辨(『史學月刊』二〇〇三—六)は、高敏が丘と里を同一視する點に賛意を表した上で、古代社會における地方基層組織の名稱は多樣であつたとする。

(13) 問題の箇所には、次のようにある。

三上利里。州吏黃楊佃田卅六町凡卅六畝皆二年常限……(後略) 五・三八

上利里の州吏黃楊の佃田は四六町で、合計で四六畝あり、皆二年常限である。…

(14) 前掲註(一)。

(15) 小嶋茂稔「丘」に関する一試論・關尾史郎①「長沙吳簡所見「丘」をめぐる諸問題」(ともに前掲註③)書所收・關尾②「長沙吳簡所見「丘」をめぐる諸問題」(前掲註⑦)報告書所收)。

(16) 前掲註(15)關尾論文①②。

(17) これと近い見解を示すものに、宋超「長沙走馬樓吳簡中の「丘」與「里」(長沙吳簡國際學術研討會暨百年來簡帛發現與研究學術研討會會場配布レジュメ、二〇〇一年八月一日—一九日、於長沙)がある。この他に丘と里の併存をいうものとして李卿「長沙走馬樓三國吳簡・嘉禾吏民田家煎」性質與内容分析(『中國經濟史研究』二〇〇一—一)があり、丘は里よりも規模が小さい「居民點」であると説くが、現存の田家煎にみえる民戸が各丘の構成員のすべてであるとみてその戸數の統計をとり、文獻にみえる里

の戸口規模と單純比較するその論法には従いがたい。また張榮強「孫吳「嘉禾吏民田家煎」中的幾個問題」(『中國史研究』二〇〇一—三)は、人口の集中した地域には里が、分散した地域には丘がおかれたというが、では少數とはいへ里名と丘名が一致するケースのあることはどう説明されるのか。

(18) 前掲註(15)小嶋論文。

(19) とはいえ、五年前でも歩單位の記述は特定の丘に集中して出現する傾向にあり、しかも切りのよい二〇歩(〇・五畝)しか現れない丘がかなり認められるから、五年になって記載が一律に嚴密化したというわけでもないようである。

(20) 前掲註(15)關尾論文②二五頁。

(21) 前掲註(15)關尾論文②註(25)は、この例外として「處」表記の四・三二が三月十八日の校閲であることを擧げており、『嘉禾吏民田家煎』上巻の釋文によれば確かにそうなのであるが、同下巻の圖版に従えばこの「十八」は「六」の誤釋であると認められるから、これは例外ではない。(22) 後掲四・四九一にみえるように、「田戸經用曹史」の場合もある。「田戸曹史」はその略稱であるらしい。

(23) 中華書局、二〇〇一年。前掲の釋文・簡番號は同書に據る。現代語譯にあたって同書の注釋を參考にした。

(24) 前掲註(15)關尾論文②二五頁。これらの墓券について、關尾は池田溫「中國歷代墓券略考」(東京大學東洋文化研究所編『アジアの社會と文化』I、東京大學出版會、一九

【表5】

| 丘名  | 4年   |        |       | 5年   |        |       | 變動率(%) |
|-----|------|--------|-------|------|--------|-------|--------|
|     | 町數   | 總面積(畝) | 面積/町數 | 町數   | 總面積(畝) | 面積/町數 |        |
| 下伍丘 | 10.0 | 22.0   | 3.00  | 10.5 | 21.3   | 1.91  | -36.3  |
| 夫丘  | 30.0 | 50.0   | 2.00  | 10.0 | 20.0   | 1.80  | -10.0  |
| 平支丘 | 6.0  | 16.0   | 2.62  | 10.0 | 24.1   | 2.31  | -11.8  |
| 石下丘 | 7.0  | 34.0   | 3.95  | 9.0  | 17.6   | 1.99  | -49.5  |
| 利丘  | 19.0 | 60.0   | 3.20  | 17.5 | 26.5   | 1.59  | -50.4  |
| 何丘  | 20.0 | 50.0   | 2.52  | 10.0 | 25.0   | 2.50  | -0.9   |
| 區丘  | 20.0 | 45.0   | 2.23  | 12.0 | 24.0   | 2.06  | -7.5   |
| 劉里丘 | 25.0 | 59.0   | 2.22  | 20.5 | 25.5   | 1.08  | -51.3  |

八二年、所收に依據している。本稿で引用した釋文も同池田論文(二一九頁<sup>(12)</sup>、二二〇頁<sup>(13)</sup>)に従ったものである。

(25) 前掲註(7) 關尾論文。

(26) 本稿で割愛した全データは、別途公開することと豫定している。

(27) 吳尺を二四センチメートルとして計算した。

(28) サンプルの番號であつて、荊番號とは一致しない。あくまでも便宜的なものである。

(29) 町數のメジアンは六・〇、畝數のメジアンは三〇・〇である。

(30) 五年前における町數のメジアンは八・〇、畝數のメジアンは二・五である。

ところで、四年前と五年前のデータがこれだけ相違することの理由につ

いては、結論からいえば、現状では不明であるというほかない。ひとつの考えかたとして、五年前においては田土額の記載が歩單位にまで及ぶ場合のあることから、嘉永五年に度田が實施された可能性を指摘することができ、同年の作柄と税率について議論する中でその可能性をある程度確かめることもできるのであるが、それにしても懸隔が大きすぎるようである。四年前と五年前とで記載対象がほとんど重ならないことの結果と考えることもできるが、四年前・五年前の兩方に出現する丘のうち前が兩年とも六枚以上ある丘について一町あたり畝數のメジアンを比較すると(表5)、ほとんど數値に變化がみられない丘が半數あると同時に、一方では大きく變動している丘も存在しており、解釋が難しい。この問題については、いま述べた作柄と税率の關係のほかに、開發の進展状況や開墾の際に餘力田・火種田が果たす役割などについても併せて考える必要があり、いましばらく検討を要する。よつて本稿では、そのことを直接議論の對象とすることは避け、むしろその前提となる基礎的なデータの整理提供を優先することとした。

(31) 四年前では全體の一パーセントを目安としたので、五年前でも同様にし一〇枚を基準とするのが妥當かもしれないが、四年前と比較する際の都合から、率ではなく數を揃えることにした。

(32) ほかに、緒中丘を「渚中丘」、度丘を「渡丘」とみることもできようか。

(33) 前掲註(15) 關尾論文①②は、三世紀前後の江南で「丘」

が土地の量詞として用いられていたことを指摘し、また前掲註(15)小嶋論文は、「丘井之式」の典拠となった『周禮』地官小司徒の一節には土地區畫の一種として「丘」がみえていることに言及している。こうした背景を考慮すると、田家前「丘」を文字通り丘陵の意とみる必然性はないものと考えられる。ゆえに、こうした平坦な土地に對しても「丘」という呼稱が適用され得たのであろう。

(34) 丘名からこれを裏づけることはできないが、狹丘が「峽丘」の意である可能性もある。横溪丘・斷流丘といったいかにも傾斜地を思わせる名稱の丘も存在しているものの、前の數がきわめて少ないため、一町あたり畝數を參考に供することができない。

(35) 前掲註(11)王・宋・羅論文および王素『嘉禾吏民田家前』所見「己酉丘復民」性質新探(前掲註(17)研討會配布レジュメ)は、復民を朝廷から功臣に賜給された「依附人口」であるとする。高敏「嘉禾『吏民田家前』中の

“士”和“復民”質疑」(『文物』二〇〇〇—一〇)は、北方から南に移り住んできたものが士であり、自ら希望して税負擔を一般民戸より若干低くされたものが復民だとする。

(36) 前掲註(15)小嶋論文三八頁。

(37) 丘名が判明しない前のうちにも復民(四・五三七、四・五八九)・士(四・五四八、四・五五〇、四・六三一)身分のものが散見されるが、四・五五〇および四・六三一を除くとすべて一町あたり畝數が四年前のメジアンを上回り、四・五五〇もそれをこくわずか下回るだけである。

(38) 満田剛「長沙走馬樓吏民田家前に見える姓について」(前掲註(3)書所收)の附表による。

(39) そうした意味で示唆的な名稱をもつ公田丘についても、もとは己酉丘のような特殊な丘であったのかもしれない。そのようにいうとき、「表一」における公田丘の占有率の低さには留意すべきである。

(40) 森本淳「嘉禾吏民田家前にみえる同姓同名に關する一考察」(前掲註(3)書所收)。

political infighting that involved powerful tribal groupings in the Khitai royal court.

**A RECONSIDERATION OF THE MEANING OF THE TERM *QIU* 丘,  
FOUND ON THE WOODEN SLIPS KNOWN AS THE  
“LIMIN TIANJIA-BIE” 吏民田家莧**

ABE Yukinobu

The vast numbers of Sun-Wu era bamboo slips discovered at Zoumalou 走馬樓 in Changsha in Hunan in 1996 have gained attention as an important key to understanding the social system of that era. This study focuses on the large-sized wooden slips that are documents concerned with payment of taxes, and are known as “Limin tianjia-bie” 吏民田家莧. Using the records of the fields therein, I have considered the meaning of the term *qiu*, 丘, which was used to indicate the location of taxpayers.

There are two designations for fields in the *tianjia-bie* documents, *ting* 町 and *mu* 畝. An analysis based on the comparison of the two terms reveals that the former, *ting*, is a unit representing the number of fields, and the latter, *mu*, is a unit representing the size of the fields. Given this distinction, an examination of the size of the fields in light of their number in each *bie* shows the area of each field. Size varied from *bie* to *bie*.

Next, comparing the area of each field in a single *qiu*, it became clear that large and small fields were not combined in a *qiu*, and that large and small fields were concentrated in separate *qiu*. Given this reality, it is clear that *qiu* were greatly influenced by topography.

Furthermore, working on the hypothesis that differences in topography were related to the period of *qiu* formation and examining the characteristics of the names of the *qiu*, I have confirmed that *qiu* with large fields were developed relatively early, on low-lying lands, while *qiu* with small-sized fields were developed later on hilly lands. Moreover, I point out that in the regions that were developed earlier pre-existing communal patterns had been artificially reapportioned when the *qiu* were established. Furthermore, an examination suggests two *qiu* with special characteristics, the Puqiu 樸丘 and Jiyouqiu 己酉丘 that this artificial reapportionment accompanied the reconstitution of local society.

We can conclude from the above that the *qiu* that appear in the *tianjia-bie* documents were artificially constituted administrative organizations and not natu-

rally occurring settlements or a pre-existing social organizations.

## THE SOGDIAN TURKS AND SHATUO IN DAIBEI DURING THE LATE TANG AND FIVE DYNASTIES PERIODS

MORIBE Yutaka

This article argues the causes of the extension of the power of the Shatuo 沙陀 who eventually established the Later Tang regime of the Five Dynasties, through an analysis of the Sogdian Turks who were active in northern China from the second half of the Tang Dynasty. The Shatuo, who settled in the northern portion of Hedong 河東 after leaving Gansu 甘肅 and crossing the Ordos early in the ninth century, were not a particularly powerful group at the time. However, with the rebellion of Huang Chao 黃巢 at the close of the Tang, the Shatuo rapidly extended their power. It has been noted that one of the causes behind the expansion was the absorption of many warriors with Sogdian names. These Sogdian warriors were the descendants of Liuzhou-Hu 六州胡, who had immigrated to Daibei 代北 in the second year of the Zhenyuan 貞元 era (786). The Liuzhou-Hu were a remnant of the Turkic people, who had been created out of the collapse of the first Eastern Turkish khanate. They were originally a Sogdian people who had submitted collectively to the Eastern Turks. Under the mutual influence of the Turks and other nomadic peoples of northern Asia, they adopted nomadic culture, acquired the techniques of equestrian archery and became a potential military force. It is in this sense that they are referred to as Sogdian Turks in this article. The Sogdian Turks appeared in Daibei in nomadic settlements called Sage 薩葛 (Suoge 索葛 and Xuege 薛葛), Anqing 安慶, Jitian 鷄田, and they lived a communal nomadic existence in the Five Dynasties period. These groups responded to needs of the Shatuo dynasties such as the Later Tang 後唐 and Later Jin 後晉 by participating in the regimes as a communal group led by a chieftain. It may be surmised that they sustained the military power of the Shatuo dynasties. After the Later Jin ceded what is known as the sixteen prefectures of Yanyun 燕雲十六州 to the Khitai 契丹, the Sogdian Turks living in the Daibei submitted to the Khitai, while others of them moved south and passed through the Yanmen 雁門 barrier seeking asylum within the Later Jin state. Following the establishment of the Song 宋 dynasty, there were also some Sogdian Turks who left Daibei seeking asylum with the Song. The Song organized these Sogdian Turks into royal guard units